

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 3 月 8 日
養父市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する法人農地取得事業)

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

⑤ 株式会社マイハニー（養父市）

地域との調和が保たれた養蜂事業の円滑かつ迅速な実施に向け、関連会社の出資により充実した経営基盤を確保しつつ、蜜源作物の栽培や養蜂に携わる人材育成の実習場所の確保につなげるべく、獣害防護檻を整備した養蜂箱を設置している農地の取得を行うため。

【平成 30 年 3 月を目途に取得】